

掛川市規則第10号

掛川市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市建設工事執行規則の一部を改正する規則

掛川市建設工事執行規則（平成17年掛川市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（暴力団関係業者による下請負の禁止等）

第14条の2 請負者は、第55条第1項第6号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

2 請負者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 請負者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、市長は、請負者に対して、当該契約の解除（請負者が当該契約の当事者でない場合において、請負者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定により市長が請負者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる請負者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、請負者が一切の責任を負うものとする。

第22条第1項第2号中「もの」を「者」に改め、同項第3号中「第26条第3項」を「第26条第4項」に改め、「規定により」の次に「選任された」を加え、「もの」を「者」に改め、「同条第2項に規定する」を削り、同項第4号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。ただし、特に常駐する必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

第22条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項に規定するもののほか、現場代理人は、第24条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。

第34条第3項前段中「場合」の次に「及び前項後段の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は前項後段の必要な費用の額の決定」を加え、同項後段中「又は請負代金額」を「又は」に改め、「延長後の工期」の次に「及び前項後段の規定による変更後の」を、「請求を受けた日」との次に「、同条第4項中「第1項」とあるのは「前項後段」と」を加え、同項を同条

第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が市長の責めに帰すべき事由による場合にあっては、当事者は、必要に応じ請負代金額を変更し、市は請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

第41条第1項中「第33条第3項において準用する場合を含む。」の次に「、第34条第3項後段」を加える。

第46条を次のように改める。

(前金払)

第46条 請負者は、1件の請負代金額が300万円以上の建設工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業会社との保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、その保証証書を市長に提出して、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。

- 2 前項に規定する前払金の支払を受けた請負者は、当該建設工事に要する費用について、前項の保証委託契約に加えて新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を市長に提出して、当該前払金に追加して請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を請求することができる。

- 3 前項の規定による請求をしようとする請負者は、市長に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

- 4 市長は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を当該請負者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第1項又は第2項に規定する請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に当該前払金を支払わなければならない。

第47条第2項中「前条第2項」を「前条第5項」に改め、同条第3項前段中「10分の1」の次に「（前条第2項に規定する前払金の支払を受けているときは10分の2）」を加える。

第52条第1項中「第46条第2項」を「第46条第5項」に改める。

第55条第1項に次の1号を加える。

(6) 請負者（請負者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（請負者が個人である場合にあつては当該個人をいい、請負者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下アにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、市長が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

ク 市長が第14条の2第3項の解除を求め、請負者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

第55条第4項中「市長は」を「第1項第1号から第5号までの規定により請負契約が解除された場合においては、市長は」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入札又は随意契約の着手した請負契約に係る建設工事については、

なお従前の例による。